



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年9月30日(火) 第10336号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	3
○同	3
選挙管理委員会告示	
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	4
○資金管理団体の指定の取消し等	5
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	5
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	7
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7
○群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
病院管理規程	
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局経営戦略課)	7

■ 告 示

◎群馬県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	館林市高根町字行人塚489番の44地先から同市苗木町字苗木西2447番の8地先まで	前	10.1～33.3 27.2～40.1	3858.5 189.9
			後	10.1～33.3 24.8～40.1	3858.5 1114.0

◎群馬県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字千葉西901番の3地先から同市岩鼻町字塚合29番の9地先まで	前	27.7～42.8	83.3
			後	27.7～35.0	83.3

◎群馬県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	前橋長瀬線	高崎市岩鼻町字坂上北247番の1地先から同市同字坂上南341番の4地先まで	令和7年9月30日
----	-------	---------------------------------------	-----------

◎群馬県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	金井高崎線	高崎市吉井町上奥平字一本木2000番の3地先から同市同字櫛尾1996番の1地先まで	前	4.1～25.6	210.0
			後	13.1～30.6	210.0

◎群馬県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井高崎線	高崎市吉井町上奥平字一本木2000番の3地先から同市同字櫛尾1996番の1地先まで	令和7年9月30日

◎群馬県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
-------	-----	-----	---------

種 類			
一般国道	353号	前橋市柏倉町1946番の1地先から同市同1947番の3地先まで	令和7年9月30日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年9月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
いしわた宏明後援会	代表者の氏名	石渡道代	石渡宏明	令和6年 12月23日
	会計責任者の氏名	石渡道代	石渡宏明	令和6年 12月23日
岡田修一青年同友会	会計責任者の氏名	岡田佳子	湯澤一一	令和7年 1月31日
堀越まゆこ後援会	会計責任者の氏名	高柳記穂	青木千春	令和7年 8月26日
松井篤後援会	会計責任者の氏名	山崎秀雄	曲沢南	令和7年 8月18日

◎群馬県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年9月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いしわた宏明後援会	石渡道代	令和6年12月23日
岡田修一青年同友会	岡田孝一	令和7年8月11日
岡田修一を育てる会	岡田孝一	令和7年8月11日
神田かずお後援会	神田和生	令和7年8月21日

号) 第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年9月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,435
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296,469
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,068
甘楽郡	5,827
吾妻郡	14,190
利根郡	8,592
佐波郡	9,801
邑楽郡	26,175
前橋市	91,123
高崎市	102,008
桐生市	29,003
伊勢崎市	55,477
太田市	58,444
沼田市	12,371
館林市	20,165
渋川市	20,659
藤岡市・多野郡	18,277
富岡市	12,709
安中市	15,479
みどり市	13,554

人事委員会規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十七号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十四号から別記様式第二十九号までの規定中「百分酬を免じた」を「免分があつたことを知つた」に改める。

別記様式第三十号、別記様式第三十一号、別記様式第三十三号及び別記様式第三十四号中「命令酬を免じた」を「免分があつたことを免じた」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十八号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十七号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十九号

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

病院管理規程

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年九月三十日

群馬県知事 山本一太

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表中

振込手数料	を
振込手数料	を
指定納付受託者に納付させる収入等の事務取扱手数料	に改める。

第八十八条を次のように改める。
 (繰替払をすることができる経費)
 第八十八条 政令第二十一条の八第三号に規定する繰替払をすることができる経費及び収入金は、次の表に掲げるとおりとする。

一	指定納付受託者に納付させる収入等の事務取扱手数料	繰替払による経費
		繰り替えて使用する収入金

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
